

古河市景観チェックシート

【景観計画区域 諸川市街地地区】

古河市景観チェックシート《景観計画区域 諸川市街地地区》

届 出 者 氏 名	
行 為 の 場 所	

次の項目について、チェック、または記述してください。

1は全ての届出について、2は届出の行為の種類に応じ①～④のうち該当するものについて記入して下さい。

1 共通基準

● 景観づくりのテーマ（景観計画P9） 日光東街道の趣や昔ながらの素朴な風景を大切にしながら、三和地区の中心として、自然景観と共存する歴史を繋げる
● 景観づくりの方針（景観計画P9） ・ 諸川地区の趣ある景観を地区の宝物として守り生かす ・ 自然と調和する暮らしの景観を創る ・ 神社仏閣、公共施設等ポイントとなる景観資源を生かし育てる
● 配慮するポイント（景観づくりの指針P60、P61） ・ 自然、歴史、文化景観と調和し、地区に馴染む景観づくりに配慮する ・ 日光東街道筋では連続した街なみの景観形成に努める ・ 遠官台古墳群など遺跡及びそれと一体となった緑を大切にする
※上記、景観づくりのテーマ・方針を踏まえ、届出対象地の開発における景観づくりのコンセプト（考えやねらい）を記入してください。
※上記を踏まえ、景観に対して配慮、工夫したポイントを記入してください。
※古河の風景カタログにて参考にした写真があればページ番号等を記入してください。 例 II-4-4 現代的素材と調和した洗練された雰囲気

2 行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。	☐ はい ☐ いいえ
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 《景観づくりの指針参考》 神社仏閣等と一体となった集落景観地区においては、建築物や屋外広告物等の形態や色彩について、周囲の景観に馴染む高さや形態、落ち着いた色調を用いるなど趣のある景観が連続するよう努めている。 (景観づくりの指針 P60)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。	☐ はい ☐ いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(形態意匠の具体的な配慮事項)	
	(形態意匠で配慮できない理由)	

色 彩	建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。(伝統素材や自然素材の素材色は除く。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相 (系)	彩 度		区 分	市街化区域	市街化調整区域	R (赤)	4 以下	2 以下	YR (黄赤)	6 以下	4 以下	Y (黄)	4 以下	2 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下	☐ はい ☐ いいえ
	色 相 (系)	彩 度																		
	区 分	市街化区域	市街化調整区域																	
	R (赤)	4 以下	2 以下																	
YR (黄赤)	6 以下	4 以下																		
Y (黄)	4 以下	2 以下																		
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下																		
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																			
(色彩の具体的な配慮事項)																				
(色彩で配慮できない理由)																				
敷 地 利 用	道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。 《景観づくりの指針参考》 日光東街道筋に面する建築物や屋外広告物等については、街道のイメージにそぐわない形態や色彩、素材などの使用はできる限り避けている。また、伝統的意匠を用いた塀の設置や街道に面する敷地内の緑化など、街道筋のより良好な創出に努めている。 (景観づくりの指針 P60)	☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。	☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板 (LED ビジョン等)、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	(敷地利用の具体的な配慮事項)																			

	(敷地利用で配慮できない理由)	
その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【②工作物】

景観形成基準	チェック欄
建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺景観との調和を図っている。	☐ はい ☐ 該当なし
(工作物の具体的な配慮事項)	
(工作物で配慮できない理由)	

※以下は、建築物を工作物と読み替えて、チェック、または記述してください。

項目	景観形成基準	チェック欄
位置配置等	行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。	☐ はい ☐ いいえ
	街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	(位置配置等の具体的な配慮事項)	
	(位置配置等で配慮できない理由)	
形態意匠	全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。	☐ はい ☐ いいえ
	歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 ≪景観づくりの指針参考≫ 神社仏閣等と一体となった集落景観地区においては、建築物や屋外広告物等の形態や色彩について、周囲の景観に馴染む高さや形態、落ち着いた色調を用いるなど趣のある景観が連続するよう努めている。 (景観づくりの指針 P60)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。	☐ はい ☐ いいえ
	河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。	☐ はい ☐ いいえ

	商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																		
	(形態意匠の具体的な配慮事項)																			
	(形態意匠で配慮できない理由)																			
色 彩	建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。(伝統素材や自然素材の素材色は除く。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相 (系)</th><th colspan="2">彩 度</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>市街化区域</th><th>市街化調整区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>Y (黄)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table>	色 相 (系)	彩 度		区 分	市街化区域	市街化調整区域	R (赤)	4 以下	2 以下	YR (黄赤)	6 以下	4 以下	Y (黄)	4 以下	2 以下	GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下	☐ はい ☐ いいえ
色 相 (系)	彩 度																			
区 分	市街化区域	市街化調整区域																		
R (赤)	4 以下	2 以下																		
YR (黄赤)	6 以下	4 以下																		
Y (黄)	4 以下	2 以下																		
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫)	4 以下	2 以下																		
アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																			
(色彩の具体的な配慮事項)																				
(色彩で配慮できない理由)																				
敷 地 利 用	道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。 《景観づくりの指針参考》 日光東街道筋に面する建築物や屋外広告物等については、街道のイメージにそぐわない形態や色彩、素材などの使用はできる限り避けている。また、伝統的意匠を用いた塀の設置や街道に面する敷地内の緑化など、街道筋のより良好な創出に努めている。 (景観づくりの指針 P60)	☐ はい ☐ いいえ																		
	敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。	☐ はい ☐ いいえ																		

	敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。 《景観づくりの指針参考》 歴史資源である遺跡と一体となった緑を貴重な資源として保全に努めている。 (景観づくりの指針 P61)	☐ はい ☐ いいえ
	敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板 (LED ビジョン等)、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(敷地利用の具体的な配慮事項)	
	(敷地利用で配慮できない理由)	
その他	一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(その他の具体的な配慮事項)	
	(その他で配慮できない理由)	

【③開発行為】

景観形成基準	チェック欄
開発行為では、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、積極的な緑化の推進に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
(開発行為の具体的な配慮事項)	
(開発行為で配慮できない理由)	

【④その他】

項目	景観形成基準	チェック欄
土地の形質の変更 (開発行為を除く)	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように配慮している。	☐ はい ☐ いいえ
	のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、周辺景観との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(土地の形質の変更の具体的な配慮事項)	
	(土地の形質の変更で配慮できない理由)	